

# 令和元年度監査の執行状況

令和2年4月

岩手県監査委員事務局

# 目 次

	頁
第1 令和元年度監査の執行状況	1
1 執行方針	1
(1) 基本方針	1
(2) 重点項目	1
2 実施状況	1
(1) 定期監査	1
ア 監査対象機関及び実施箇所数	
イ 実施時期	
ウ 監査における重点項目の実施結果	
(2) 随時監査	2
ア 工事現場監査	
イ その他の随時監査	
(3) 財政的援助団体等監査	2
(4) 指定金融機関等監査	2
(5) 現金出納検査	2
(6) 決算審査	2
ア 普通会計の決算審査	
イ 公営企業会計の決算審査	
(7) 基金運用状況審査	2
(8) 財政健全化審査	3
ア 健全化判断比率審査	
イ 資金不足比率審査	
(9) 行政監査（特定テーマ）	3
ア 公の施設の安全管理について	
(10) 住民監査請求に基づく監査	3
第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果	4
1 指摘の状況	4
(1) 指摘の内容	4
2 事務費の不適切な事務処理に係る監査	5
3 行政監査的視点から行った監査	5
(1) 学校徴収金、団体徴収金の管理等について	5
(2) 公用車の車検管理について	5

## [資料編]

1	定期監査の実施状況	6
(1)	監査対象機関及び実施箇所数	6
(2)	監査対象機関別・監査項目別 指摘件数 総括表	7
(3)	監査指摘基準別 指摘件数 (別表第1 財務監査)	8
(4)	監査指摘基準別 指摘件数 (別表第2 行政監査)	15
2	定期監査の結果	16
(1)	指摘の内容	16
(2)	監査台帳 (抜粋)	18
3	随時監査の結果	22
(1)	工事現場監査	22
(2)	その他の随時監査	23
4	財政的援助団体等監査の結果	24
(1)	指摘の内容	24
(2)	監査台帳 (抜粋)	24
5	行政監査 (特定テーマ) の結果	25
(1)	公の施設の安全管理について	25
6	住民監査請求に基づく監査の結果	46
7	決算審査	47
(1)	平成30年度岩手県歳入歳出決算審査意見書の概要	47
(2)	平成30年度岩手県立病院等事業会計決算審査意見書の概要	48
(3)	平成30年度岩手県電気事業会計決算審査意見書の概要	50
(4)	平成30年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要	52
8	定額資金運用基金運用状況審査	54
(1)	平成30年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要	54
9	財政健全化審査	55
(1)	平成30年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要	55
(2)	平成30年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要	60
10	監査の組織体制	61
(1)	監査委員	61
(2)	監査委員事務局組織	61

監査結果については、県公式ホームページの「岩手県報ホームページ」で公表しています。  
(<https://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s19Kenpo/>)  
岩手県報ホームページの「過去の県報」サイト内検索で「監査委員告示」と入力して、ご覧ください。

# 第1 令和元年度監査の執行状況

## 1 執行方針

### (1) 基本方針

県の事務事業の執行について、内部統制や改善のプロセスを確認するとともに、予算執行の状況にも留意しながら、正確性、合規性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査等を実施するものとする。

定期監査は、対象となる全機関に対し、財務監査と行政監査を総合的・一体的に実施するとともに、内部統制体制の整備に伴い、より監査の実効性を高めるため、リスクの高い事務事業に重点化した監査を実施するものとする。

また、財政的援助団体等監査、指定金融機関等監査、現金出納検査、決算審査及び財政健全化判断比率等審査を厳正に実施するものとする。

なお、社会的関心が高い課題や早期に改善すべきと認められる事項について、行政監査を実施するものとする。

### (2) 重点項目

ア 収入事務（特に、調定の時期及び金額）

イ 支出事務（特に、補助・委託事業の完了確認及び当該事業目的の達成状況）

## 2 実施状況

### (1) 定期監査

#### ア 監査対象機関及び実施箇所数

令和元年度の定期監査の実施状況は、監査対象339機関（普通会計311機関、企業会計28機関）の全ての機関を対象に実施し、その実施率は100.0%である。

区分	令和元年度			平成30年度		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
普通会計	311	311	100.0%	309	309	100.0%
企業会計	28	28	100.0%	28	28	100.0%
計	339	339	100.0%	337	337	100.0%

#### イ 実施時期

決算・期中	実施時期	対象機関	会計区分	実施数
決算監査	4月～8月	本庁各課・委員会	普通会計	87
		広域振興局等	普通会計	65
		出先機関（知事部局）	普通会計	23
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	5
	6月～7月	医療局本庁	企業会計	1
		県立病院	企業会計	18
		企業局本庁	企業会計	1
小計				200
期中監査	10月～2月	出先機関（知事部局）	普通会計	32
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	99
		県立病院	企業会計	8
	小計			
合計				339

#### ウ 監査における重点項目の実施結果

重点項目	主な指摘内容	指摘件数
収入事務（特に、調定の時期及び金額）	調定金額の誤り 1件	1件
支出事務（特に、補助・委託事業の完了確認及び当該事業目的の達成状況）	支出金額の誤り 6件、手当等の算定誤り 6件、支払の遅れ 5件	18件
合計		19件

## (2) 随時監査

### ア 工事現場監査

工事の契約、完成検査、繰越等の事務及び施工が適正に行われているか、工事が経済的、効率的に行われているかに主眼をおいて実施した。

令和元年度は、6 機関、12箇所について実施した。

### イ その他の随時監査

随時監査は、必要の都度、監査委員の協議により随時実施するものとしている。

令和元年度は、定期監査等を踏まえ随時監査を実施する必要がある事案はなかったことから実施しなかった。

## (3) 財政的援助団体等監査

財政的援助団体等監査は、県が財政的援助を与えているもの、県が出資しているもの及び県が公の施設の管理を行わせているものについて、出納その他の事務の執行が、その援助等の趣旨に沿い、かつ、法令等に従って、内容及び手続が適正かつ効率的に執行されているかどうかの観点から実施した。

令和元年度は、監査対象57団体のうち、22団体（出資団体15団体、補助等財政的援助2団体、指定管理者5団体：複数該当7団体）を実施し、その実施率は38.6%である。

## (4) 指定金融機関等監査

監査委員は、必要があると認めるとき、又は知事等から要求があるときは、指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払の事務について監査できるとされている。

令和元年度においては、会計管理者及び公営企業管理者が実施した指定金融機関等の検査結果の報告を求め、監査委員が特に必要と認めた店舗について実施することとしていたが、その検査結果について内容を確認したところ、おおむね適正に処理されているものと認められたことから、指定金融機関等監査は実施しないこととした。

## (5) 現金出納検査

県の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員が検査することとされている。

令和元年度においては、会計管理者及び公営企業管理者から提出された現金出納検査調書に基づき、毎月末現在における現金出納の帳尻（財務会計システム等により作成された諸帳簿の計数）と現金の所在（金融機関から提出された残高証明書等の計数）を照合確認するとともに、当該月に係る資金運用状況・借入状況を調査し、収入支出証拠書類を点検する方法により検査を実施し、議長及び知事に対し検査の結果を報告した。

## (6) 決算審査

### ア 普通会計の決算審査

平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について決算の計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既に実施した監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施し、令和元年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

### イ 公営企業会計の決算審査

平成30年度の公営企業会計決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施し、令和元年9月10日に知事に岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計及び岩手県工業用水道事業会計の3会計について決算審査意見書を提出した。

## (7) 基金運用状況審査

特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、知事は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付すこととされている。

平成30年度の定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、自治振興基金、岩手競馬再生推進基金、土地開発基金、用品調達基金、美術品取得基金の5基金について、基金条例の趣旨に沿って適正かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて厳正に実施し、令和元年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

(8) 財政健全化審査

ア 健全化判断比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された平成30年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、令和元年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	16.7	18.2	△ 1.5	25.0	35.0
将来負担比率	218.3	224.2	△ 5.9	400.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから算定されない。

イ 資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された、平成30年度決算に基づく岩手県流域下水道事業特別会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、令和元年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

会 計 名	平成30年度	平成29年度	増 減	経営健全化基準
流域下水道事業特別会計	—	—	—	20.0
港湾整備事業特別会計	—	—	—	
県立病院等事業会計	—	—	—	
電気事業会計	—	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	—	

※ 資金不足比率は、資金不足額がないことから算定されない。

(9) 行政監査（特定テーマ）

令和元年度においては、次のテーマを設定し、随時の行政監査を実施した。

公の施設の安全管理について

本県の県有施設は震災津波を教訓として安全対策が進められているところであるが、その後も自然災害による大きな被害が発生しており、不特定多数の県民が利用する公の施設については、利用者の安全性の確保と適切な管理が求められている。

そこで、公の施設において利用者に対する安全対策が適切に講じられているか、指定管理施設では安全管理状況が所管室課等と指定管理者との間で共有されているか等を検証し、今後の適切な安全管理に資することを目的として行政監査を実施した。

監査対象	監査意見
(1) 対象とする事務 公の施設における安全管理に係る事務 ※ 公の施設：県行政組織規則に規定する施設及び指定管理者制度が導入されている施設。計47施設 (2) 対象機関 施設を所管する22室課等、指定管理者制度を所管する総務部管財課	・ 全体の評価 ・ 意見

(10) 住民監査請求に基づく監査

令和元年度において、当該請求はなかった。

## 第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果

### 1 指摘の状況

定期監査の結果、留意改善を要する事項として指摘した件数は29件（普通会計23件、企業会計6件）となっており、平成30年度に比べて16件減少している。

主な内容は、支払いの遅れ、諸手当の過誤支給など支出事務の不適當なものが18件、物品の取得、管理又は処分の手続などの財産管理の不適當なものが5件、その他不適當なものとして収入事務1件、工事の執行3件、行政事務が2件となっている。

なお、指摘とされたものは監査結果として議会及び知事等に報告し、岩手県報により公表した。

区分	指摘事項	監査対象機関	R元年度 件数	H30年度 件数	増減
予算経理		(0件)	0	1	△ 1
収入事務	○調定金額を誤っているもの	中央病院 (1件)	1	8	△ 7
支出事務	○支払が遅れているもの	スポーツ振興課 産業経済交流課 沿岸) 土木部 (2件) 学校調整課 (5件)	18	18	0
	○支出金額を誤っているもの	環境保全課 盛岡) 保健福祉環境部 大阪事務所 宮古土木センター 岩泉警察署 釜石警察署 (6件)			
	○報酬、諸手当、賃金、報償費等の額の決定又は算定を誤っているもの	水産技術センター 千厩高等学校 釜石病院 久慈病院 中部病院 一戸病院 (6件)			
	○その他支出事務の不適當	盛岡) 土木部 (1件)			
契約事務		(0件)	0	6	△ 6
工事の執行	○設計の内容が誤っているもの又は不適當なもの	大船渡水産振興センター (1件)	3	2	1
	○検査の内容、時期、方法等が不適當なもの	花北青雲高等学校 久慈東高等学校 (2件)			
補助金事務		(0件)	0	3	△ 3
財産管理	○物品の取得、管理又は処分の手続が不適當なもの	総合防災室 医療政策室 金ヶ崎高等学校 千厩高等学校 (4件)	5	1	4
	○帳簿残高と現物が一致しないもの	一戸病院 (1件)			

行政事務	○事務事業の執行の不適當(運営方法又は手続に適切さを欠いているもの)	水沢農業高等学校 (1件)	2	6	△ 4
	○許認可事務の不適當(処理日数が不適當なもの)	大船渡土木センター (1件)			
計			29	45	△ 16

## 2 事務費の不適當な事務処理に係る監査

平成20年に発覚した需用費等の不適當な事務処理の事案を踏まえ、定期監査において、事務用品等(消耗品・備品)の納入業者への照会を行い、納入(修繕)品目及び金額等を確認したほか、再発防止策の実施状況等を点検・確認するなど、事務費の不適當な事務処理に係る監査を行った。

## 3 行政監査的視点から行った監査

### (1) 学校徴収金、団体徴収金の管理等について

県立学校における「学校徴収金及び団体徴収金の管理等」について、事故防止や適正な会計事務処理がなされるための内部統制が十分に働いているかなどを主な視点として、監査を行った。

### (2) 公用車の車検管理について

各機関において保有する公用車の車検の管理状況などを主な視点として、監査を行った。